

様式第 5 号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	<p>教育実習等の時期 <教育実習>5～11月 教育実習は3年次生または4年次生に行うことを原則とする。</p>
②	<p>教育実習等の実習期間・総時間数 <教育実習>中学校3週間以上（120時間）、高等学校2週間以上（80時間）</p>
③	<p>実習校の確保の方法 <教育実習>大学の指定する学校の中から、実習生が選択する。</p>
④	<p>実習内容 中学校、高等学校とも第1週は、15時間を授業参観に、8時間をアシスタントティーチャーとしての授業参加に、7時間を教材研究に、1時間を生活指導に、授業時間外の9時間を指導員を含めての教材研究にあてる。第2週以降は、週5時間を授業参観に、3時間をアシスタントティーチャーとしての授業参加に、15時間を授業に、7時間を教材研究に、1時間を生活指導に、授業時間外の9時間を指導員を含めての教材研究にあてる。 以上を原則とし、より詳細な時間数に関しては、教育実習校との協議によって決定する。</p>
⑤	<p>実習生に対する指導の方法 大学では以下の科目を受講させ、その科目内で指導を行う。 ・高等学校教諭一種免許状を取得しようとする者は授業科目「教育実習・教育実習指導Ⅰ（事前・事後指導を含む）」（3単位）を受講する。 ・中学校教諭一種免許状を取得しようとする者は授業科目「教育実習・教育実習指導Ⅰ（事前・事後指導を含む）」（3単位）及び「教育実習・教育実習指導Ⅱ」（2単位）を受講する。 「教育実習・教育実習指導Ⅰ（事前・事後指導を含む）」では、教育実習事前指導として、学校教職員としての心構えや意義・目的について指導を行う。また、実習教科（科目）別の指導を行う。 「教育実習・教育実習指導Ⅱ」では、教育実習事前指導として、学校教職員としての勤務の在り方、教材研究や学習指導案作成、授業の目標や評価について等の指導を行う。また、青年期の児童心理について理解を深める。 また、両授業において、実習後の実習報告会を実施し、当該授業科目担当教員から質問やアドバイスをを行い、さらにまた実習生同士の意見交換の場とする。 教育実習中に1回教職専任教員が巡回し、研究授業に同教員が立ち会うことを原則とする。</p>
⑥	<p>実習の成績評価（評価の基準及び方法） ※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。 当該授業担当教員が以下の資料に基づき評価する。 ・教育実習生による「教育実習記録」（作成した指導案を含む） ・教育実習校による「教育実習成績報告書」（書式は大学が指定） 原則として担当教員が訪問した際の授業実践についても評価に加える。</p>

2 事前及び事後の指導の内容等
<p>① 時期及び時間数</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育実習講義(4月から5月にかけて6回以上、計12時間) 2. 反省会の実施(11～12月に2回、計4時間) 3. レポート提出(11～12月)
<p>② 内容(具体的な指導項目)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学の提携高等学校及び、大学が立地する大垣市教育委員会の協力を得て派遣校を決定する。授業参観をはじめ、教科指導や授業運営上の指導、更には生徒指導等、教育現場の全般にわたる実際に即した研修と指導を受ける。大学は協力校・市教育委員会との緊密な連絡を保ち、研修期間中には本学専任教員が訪問随行する。 2. 教育実習前に実習中の心構えや態度、教材研究、教科教授法や学級経営など教育実習に係る基本的事項について講義する。実施は4月から5月にかけて6回以上行う。 3. 教育実習終了後には、次年度教育実習予定者をも交え、ゼミナール形式で各実習生から実習の報告を求め、それに基づき討議を組織することによって成果と課題を明らかにする。 4. 教育実習簿とは別にレポートの提出を求め、教育成果の確認と指導を行う。
<p>③ 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導(相談窓口の周知を含む)及び学内の相談体制等について</p> <p>学生からの教育実習等におけるハラスメント被害等に関する相談は、原則として、指導教員が窓口となり第一報を受ける。その後、教職センターが中心となり、教職センター長、当該学生と情報を共有、密に連携しながら対応を進めるとともに、教職センター長より学長へ報告・相談し、大学として教育実習等受け入れ先への対応にあたる。また、心のケアを必要とする学生への対応に際しては、保健室・学生相談室と情報を共有し、連携していく。(なお、本学学内におけるハラスメントの防止等に関する相談体制等は、本学ハラスメント防止・対策委員会が定める「岐阜協立大学ハラスメント防止等に関するガイドライン」に示し、学生及び教職員へ周知している。)</p>

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

- ・ 委員会等の名称

A：教職センター運営委員会

B：経済学部教授会・経営学部教授会

C：協議会

- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

A：教務部長（1名）、経済学部長（1名）、経営学部長（1名）、教職課程担当教員（3名）、教務課長（1名） 合計7名

B：経済学部教員（20名）・経営学部教員（26名）

C：学長（1名）、副学長（2名）、学部長（2名）、教務部長（1名）、学生部長（1名）、キャリア支援部長（1名）、図書館長（1名）、大学事務局長（1名）、学務部長（1名）（11名）

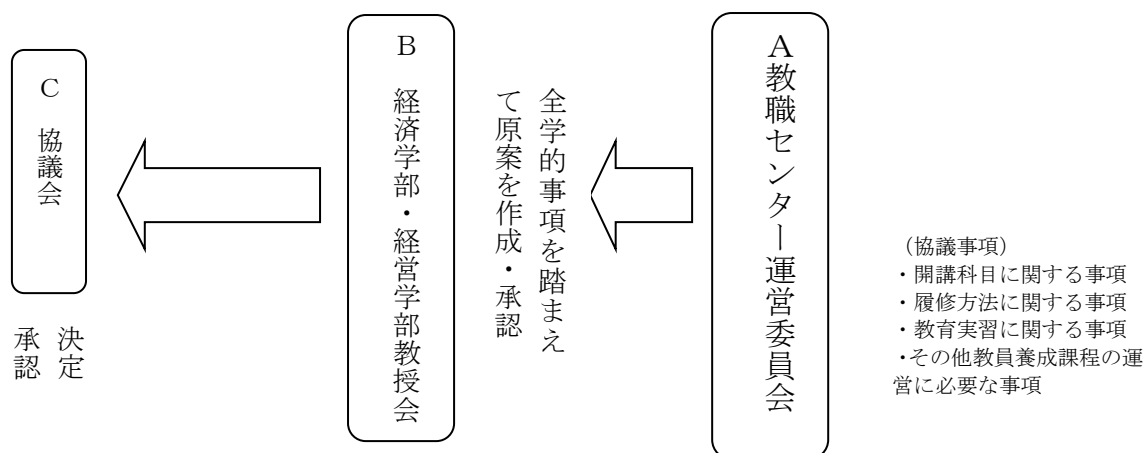
- ・ 委員会等の運営方法

A：教務部長の主宰により必要に応じて不定期に開催

B：学部長の主宰により、原則、毎月第1、3週目の水曜日に開催

C：学長の主宰により、原則、毎月第2、4週目の木曜日に開催

【委員会の組織図】



② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

- ・ 委員会等の名称

教職センター運営委員会

- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

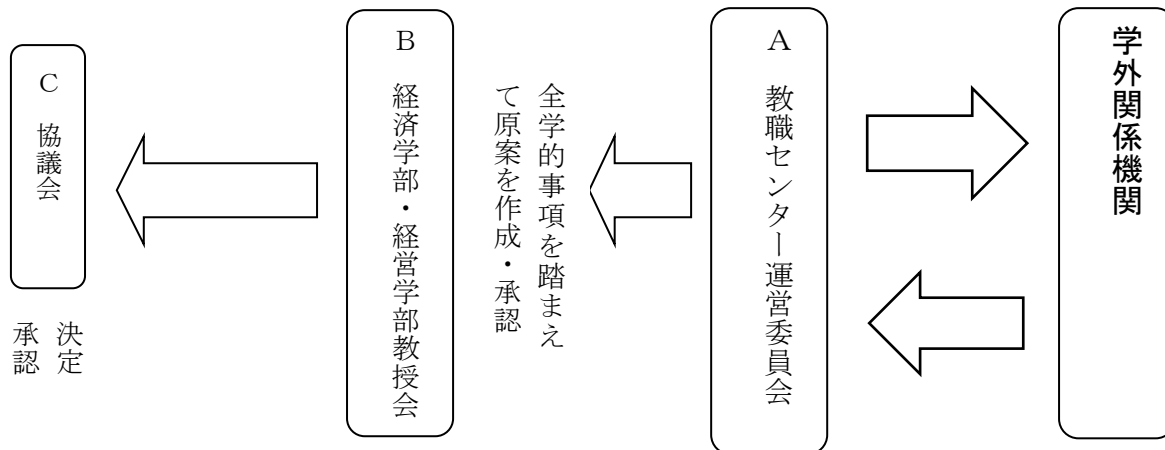
教務部長（1名）、経済学部長（1名）、経営学部長（1名）、教職課程担当教員（3名）、教務課長（1名）

合計5名

- ・ 委員会等の運営方法

教務部長の主宰により必要に応じて不定期に開催

【委員会の組織図】



(協議事項)

- ・開講科目に関する事項
- ・履修方法に関する事項
- ・教育実習に関する事項
- ・その他教員養成課程の運営に必要な事項

4 教育実習の受講資格

2年次終了までに「教職総論」「教育原理」、3年次終了までに「学習・発達論」「教育制度論」「教科教育法」の単位を取得していること。

なお本学では、教育実習前までに、「教職に関する科目」を中免は最低26単位、高免は最低20単位、「教科に関する科目」を、必要総単位数の8割程度取得した上で、教育実習に臨むよう指導している。

5 実習校

教育実習	体験活動	学級数の合計	中学校 24 学級			
○	×	学校名	大垣市立西部中学校 (岐阜県大垣市荒川町 337 番地) 学級数: 24 生徒数: 658 人			
		教員数	48 人 (内訳) 教諭 40 人、講師 6 人、養護教諭 1 人、養護助教諭 1 人			
○	×	教育委員会名	大垣市教育委員会	義務教育学校: 1 校	小学校: 18 校	中学校: 10 校

教育実習受入承諾書

学校法人大垣総合学園が設置する岐阜協立大学にかかる教育実習の受入について、下記の通り承諾します。

記

1. 教育実習の受入に係る学科・課程等及び免許状の種類

経済学部経済学科（入学定員 90 名）

経済学部公共政策学科（入学定員 40 名）

中学校教諭一種免許状「社会」

2. 教育実習の受入れ期間

令和 10 年 4 月 1 日から

以上

令和 6 年 12 月 12 日

学校名 大垣市立西部中学校

学校長 原川 拓雄

教育実習受入承諾書

学校法人大垣総合学園が設置する岐阜協立大学にかかる教育実習の受入について、下記の通り承諾します。

記

1. 教育実習の受入に係る学科・課程等及び免許状の種類

経済学部経済学科（入学定員 90 名）

経済学部公共政策学科（入学定員 40 名）

中学校教諭一種免許状「社会」

2. 教育実習の受入れ期間

令和 10 年 4 月 1 日から

3. 受け入れ実習校

大垣市立西部中学校

以上

令和 7 年 6 月 4 日

大垣市教育委員会

教育長 細江 敦